

## 1-5 災害時要援護者の噴火前避難

### 1-5-1 実施基準と対象範囲

災害時要援護者の噴火前避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

| 実施基準              | 対象地域        | 市町村の対応         |
|-------------------|-------------|----------------|
| 臨時火山情報（噴火の可能性）発表時 | 臨時火山情報時避難範囲 | 避難勧告（または指示）    |
|                   | 災害時要援護者避難範囲 | 避難準備（要援護者避難）情報 |

この対象者は、避難行動に時間を要する心身障害者、病人、高齢者等の災害時要援護者とする。災害時要援護者のうち自宅にて生活している人を「在宅要援護者」と呼び、また、災害時要援護者が入所している施設を「要援護者施設」と呼ぶものとする。

### 1-5-2 避難先・避難方法

災害時要援護者の噴火前避難における避難先は、いずれも第4次ゾーン（噴火前）より外側とする。

また、避難方法については、以下のとおりとする。

- ・要援護者施設は、施設単位による集団避難とする。
- ・在宅要援護者（及びその家族等）については、自家用車等による直接避難もしくは巡回収容等による集団避難とする。

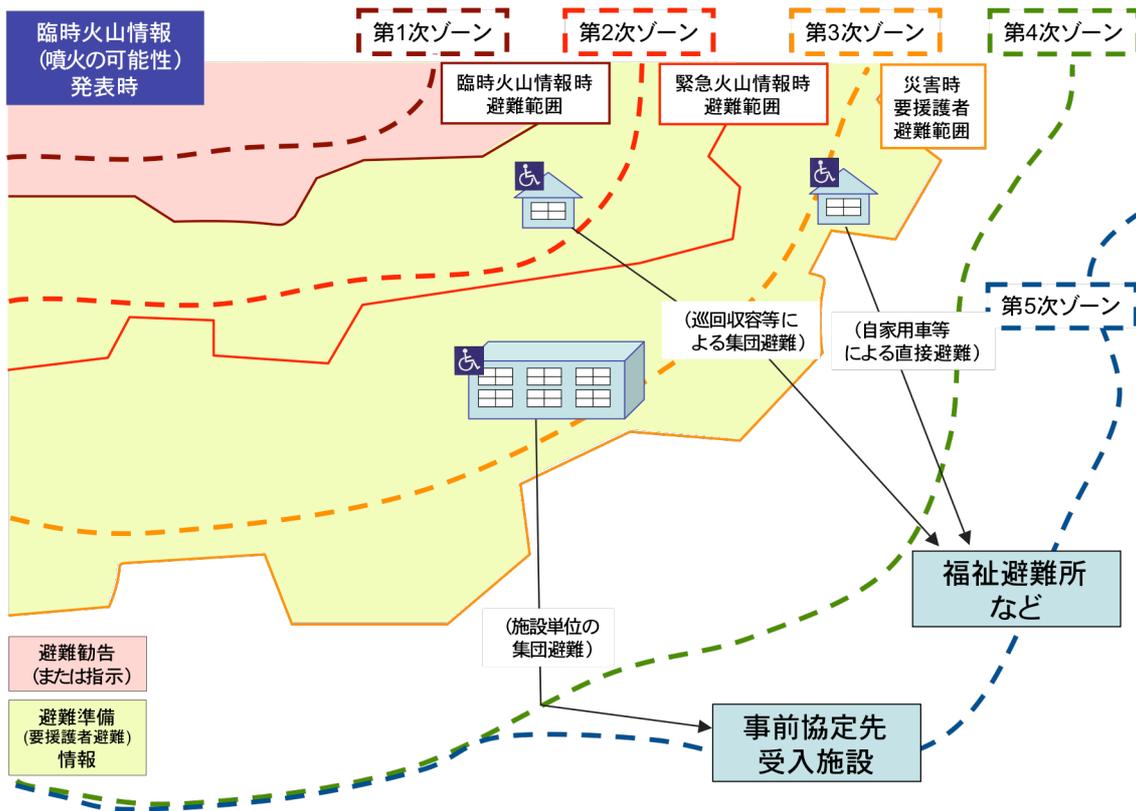


図 1-12 災害時要援護者の噴火前避難の体系

### 1-5-3 災害時要援護者の事前把握【予防】

災害時要援護者の噴火前避難を円滑に実施するためには、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）をあらかじめ把握し、要援護者毎に具体的な避難支援計画を定めておくことが重要である。ただし、災害時要援護者に関する情報はプライバシーに関わるものであるため、個人情報保護の観点からの配慮が必要である。

市町村等では、以下のいずれかの方法で、在宅要援護者に関する情報を共有するための仕組みを整備する。

- ・ 自主防災組織や福祉関係機関、福祉関係者等と連携し、富士山火山災害における噴火前避難体制の必要性を住民等に周知徹底した上で、住民一人ひとりと接する機会を捉え、災害時要援護者本人に直接働きかけ、避難時の介護の有無等を把握する（同意方式）。
- ・ 災害時要援護者登録制度の創設等について住民等に周知した上で、自ら希望する者について災害時要援護者名簿等への登録を行う（手上げ方式）。

- ・個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉関係機関と防災関係機関とで情報共有し、分析の上、災害時要援護者を特定する（共有情報方式）。

#### 1-5-4 実施体制

##### (1) 情報伝達・広報

市町村は、「噴火前避難対象施設リスト」に基づき、電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等の手段によって、噴火前避難の対象となる要援護者施設に対する避難準備（要援護者避難）情報を伝達する。

また「噴火前避難対象在宅要援護者リスト」に基づき、地域の民生委員や自主防災組織等の協力を得ながら、戸別訪問等の手段により在宅要援護者に対する避難準備（要援護者避難）情報を伝達する。

避難準備（要援護者避難）情報を伝達する際には、避難方向、避難先の他、火山の活動状況、今後の見通し、道路通行止めの箇所、迂回ルート等の関連情報を合わせて伝える。

県は、地元報道機関（TV、ラジオ、新聞各社）に対し、要援護者噴火前避難に関する報道を依頼する。

上記の対応を迅速・的確に実施できるよう、市町村は、あらかじめ噴火前避難の対象となる要援護者施設や在宅要援護者を把握し、「噴火前避難対象施設リスト」「噴火前避難対象在宅要援護者リスト」としてとりまとめると同時に、通信手段、巡回体制等の情報伝達体制の整備を図る。同様に、県は、その所管する要援護者施設の事前把握と情報伝達体制の確認を行う。

県、市町村は、あらかじめ在宅要援護者のための避難所（福祉避難所）に関する情報を防災パンフレット等で広報する。また、独居の災害時要援護者に対する情報伝達は、近隣住民の手助けが重要となることから、自主防災組織による地域巡回、独居高齢者への情報連絡員もしくは介護要員の選定等地域住民同士による情報伝達や安否確認の体制構築を推進する。

また国、県、市町村は、あらかじめ災害時要援護者への情報伝達方法として、TV放送画面への緊急テロップや手話通訳の挿入等を検討するとともに、聴覚障害者向けの「携帯電話メール」や「テレビ放送」、視覚障害者向けの「受信メール読み上げ携帯電話」等の情報伝達手段を整備し、その活用を図る。

## (2) 要援護者施設の災害時要援護者への対応

要援護者施設は、収容している災害時要援護者の避難先として、受入施設及び搬送手段について計画する。受入施設は、第4次ゾーン（噴火前）より外側とし、受入施設との間には、災害時受け入れに関する協定を締結する。なお、受入施設に関しては、ホテル・旅館等の利用も検討する。

臨時火山情報（注意喚起）が発表された場合、災害時要援護者避難範囲に含まれる要援護者施設は、受入施設の確認、輸送手段の確保等避難に向けての準備を行う。

県、市町村は、要援護者（施設）に対して受入施設及び搬送手段の確保に関する支援を行う。

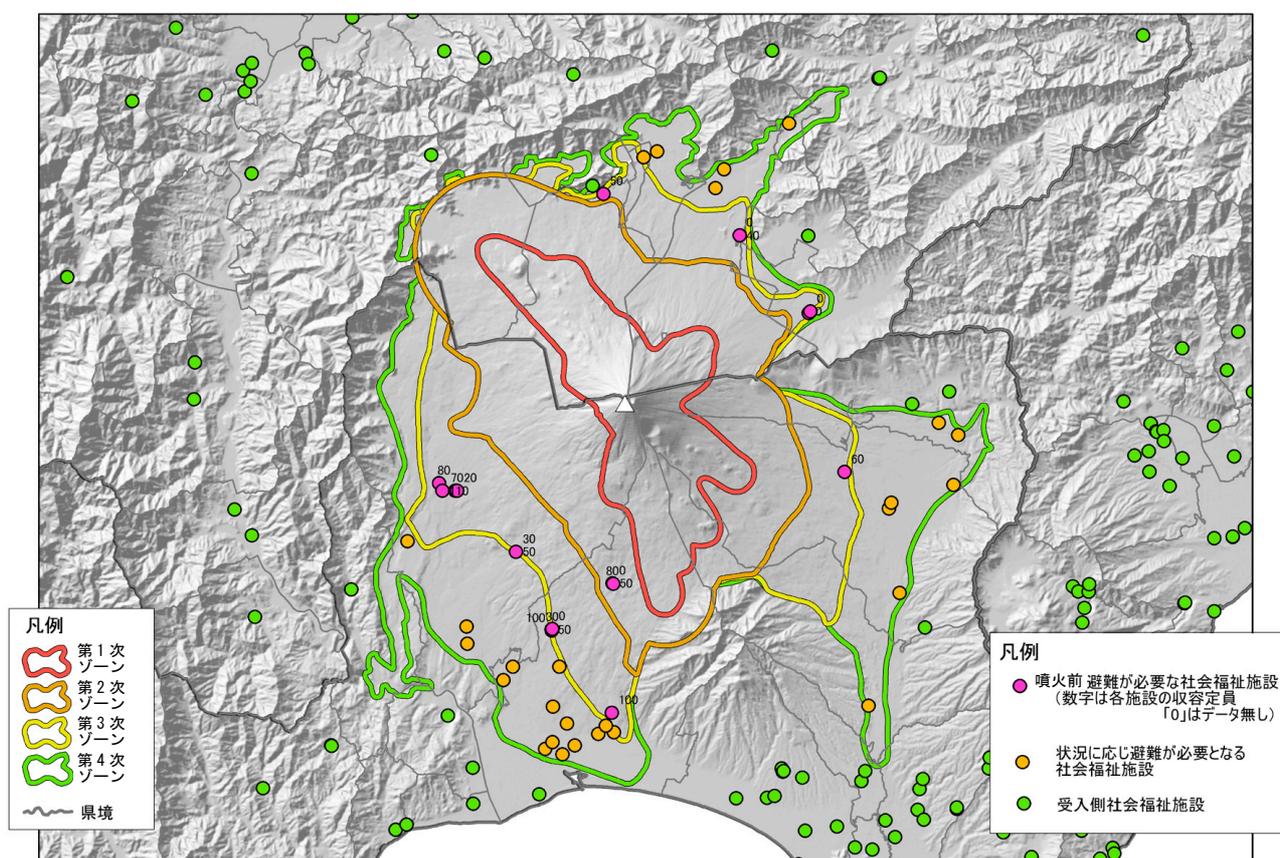


図 1-13 災害時要援護者施設の分布

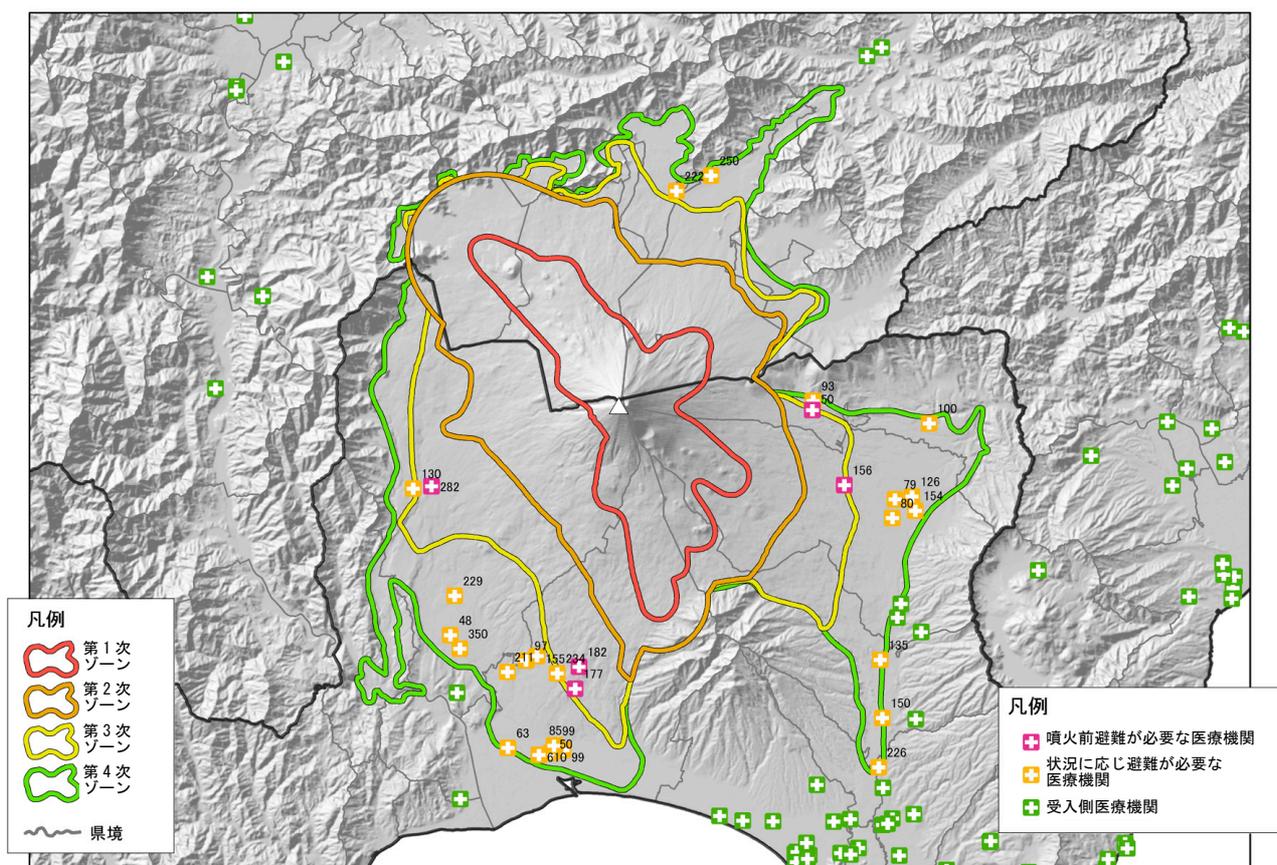


図 1-14 入院施設を有する医療機関の分布

### (3) 在宅要援護者への対応

市町村は、在宅要援護者の避難先を確保するため、第4次ゾーン（噴火前）より外側の地域に福祉施設等を活用した福祉避難所をあらかじめ指定する。福祉避難所として一般住民と同じ施設を利用する場合には、施設内の和室等を災害時要援護者のための居室とすることとし、あらかじめ避難施設の使い方を定めておく。また、自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等各種機関と連携し、在宅要援護者の避難時の介護支援体制を構築する。

臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合、市町村は、福祉避難所を開設する。また、自ら避難手段を確保することのできない在宅要援護者については、介護支援体制に基づき避難支援を行う。

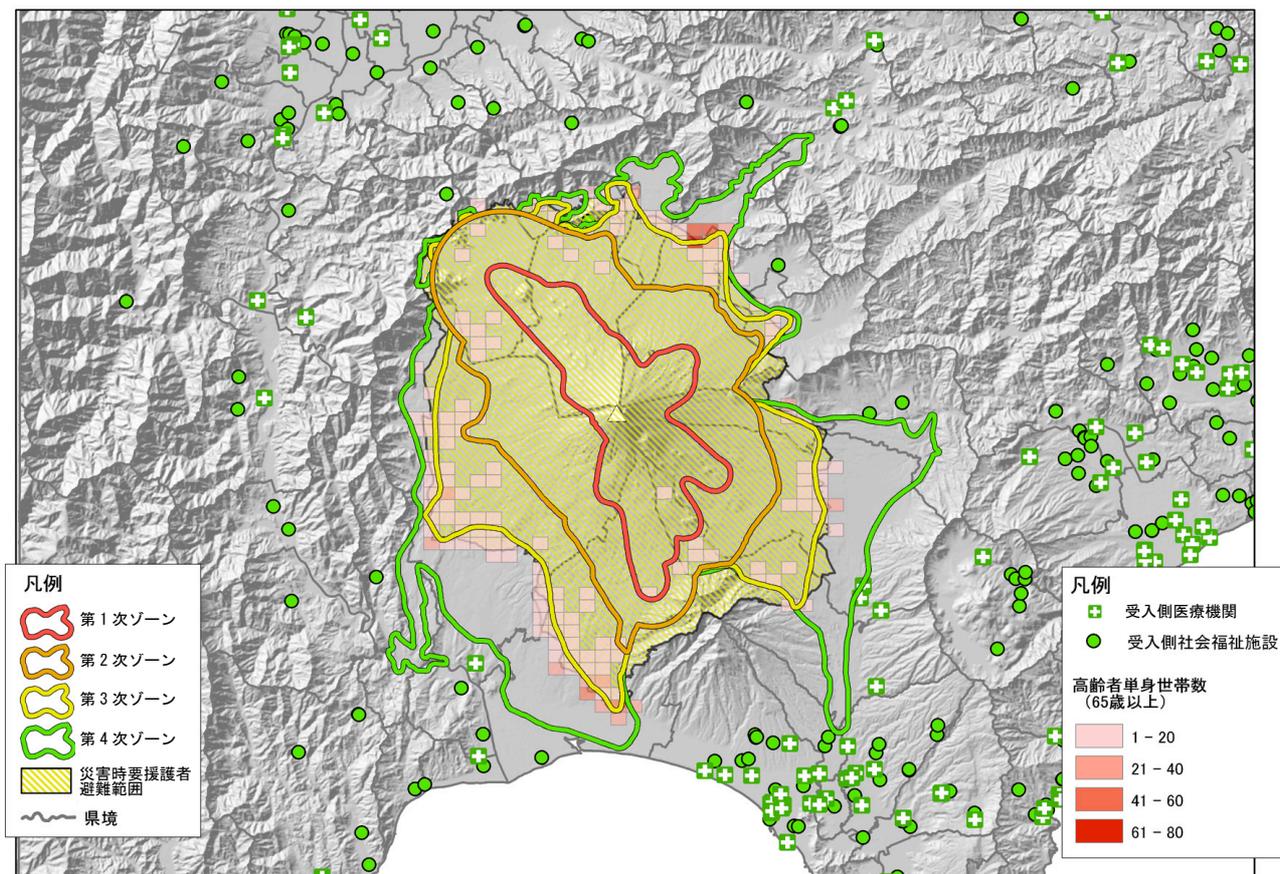


図 1-15 高齢者単身世帯の分布

## 1-6 家畜避難

### 1-6-1 実施基準と対象範囲

噴火前における家畜避難の実施基準及び対象範囲は、以下のとおりとする。

| 実施基準                  | 対象地域        |
|-----------------------|-------------|
| 臨時火山情報（噴火の可能性）<br>発表時 | 緊急火山情報時避難範囲 |

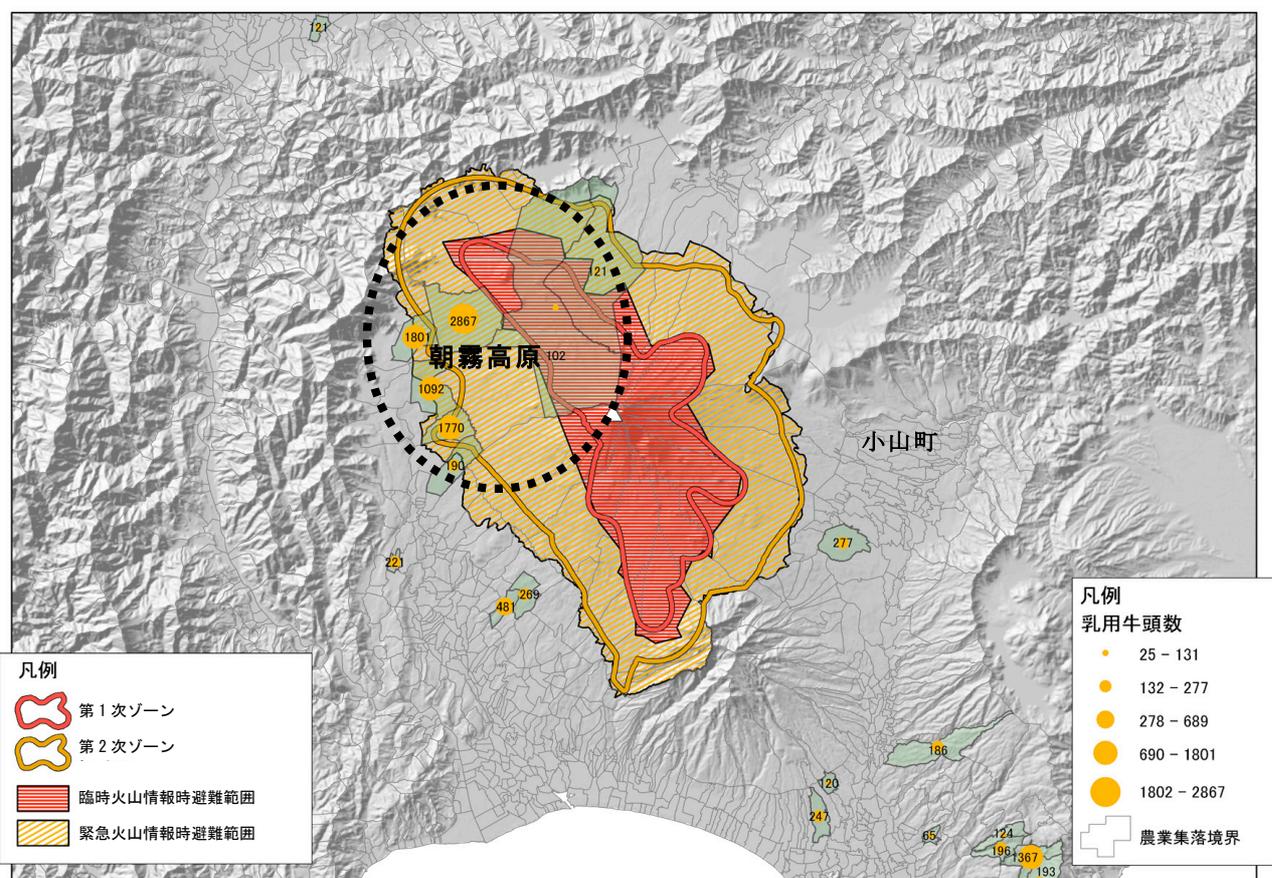
### 1-6-2 実施体制

家畜関係事業者は、家畜移送計画に基づき家畜の避難を実施する。

県、市町村は、家畜の避難を支援するため、あらかじめ以下の点に留意し家畜移送計画を策定する。

- ・ 家畜飼養実態の把握（畜種別頭羽数、農家戸数）
- ・ 避難先として利用可能な施設の確保
- ・ 運搬手段の確保
- ・ 避難先での飼料確保や集送乳方法

合同現地対策本部は、移送が困難で避難範囲に残された家畜に対する飼料供与について、関係機関により対策チームを編成し対応する。



※乳用牛頭数は「2000年農業集落カード」（財団法人農林統計協会）に基づく

※図に示す「臨時火山情報時避難範囲」及び「緊急火山情報時避難範囲」は、道路、河川等の地形地物の線を用いて作成（仮定）したものであり、今後、地域の実態に応じた市町村の検討が必要。

図 1-16 乳用牛の分布